

「すまいサポートちば」を開設します ～民間賃貸住宅への入居にお困りの方を支援する相談窓口を新たに開設～

千葉市居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、10月2日（月）から千葉中央コミュニティセンター内に入居者および家主などに向けた相談窓口「すまいサポートちば」を開設しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

住宅確保要配慮者は、日常生活上の課題を抱えていることが多く、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な方がいるため、民間賃貸住宅へ入居するために課題の分析・整理や、関係機関と連携を図ることが求められます。

また、住宅確保要配慮者の入居可能な物件を増やすため、家賃滞納、孤独死などのリスクから住宅確保要配慮者の入居に不安を持つ家主に対して、リスク軽減に役立つ情報提供などを行う必要があります。

そこで、新たに専用の相談窓口を開設し、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように支援を行います。

2 概要

(1) 名称

すまいサポートちば

(2) 開設日

令和5年10月2日（月）

(3) 開設場所

千葉中央コミュニティセンター1階 千葉市住宅供給公社内（中央区千葉港2-1）

(4) 相談受付日および時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

(5) 連絡先

【電話】245-7514 【FAX】245-7517

3 支援内容

(1) 相談支援

入居に関する困りごとをお聞きして、課題整理などを行い、状況に応じて関連する福祉等の窓口を紹介します。

(2) 情報提供

民間法人が行う居住支援に関するサービスや、協力不動産店や物件の情報を提供します。

(3) 同行支援

相談者の状況に応じて、物件内覧や契約手続きのため、同行支援を行います。

※入居者だけでなく家主等（貸主側）からのご相談も受け付けます。

4 添付資料

「すまいサポートちば」チラシ

<参考>

居住支援協議会について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条の規定により設立するもの。

協議会は、地方公共団体、宅地建物取引業者など、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者により組織され、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することとされている。

※千葉県居住支援協議会（平成31年3月設立）

<会員>

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部、公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部千葉支部、千葉市社会福祉協議会、千葉市住宅供給公社、千葉市保健福祉局、千葉市都市局

住宅確保要配慮者について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に規定され、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。